
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.158 2019/3/11

1 消除予定添加物名簿の公示及び訂正の申出手続について

2月28日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛に標記通知を出した。これは、「消除予定添加物名簿」が28日、平成31年厚生労働省告示第45号をもって公示され、同条第3項の規定に基づき、訂正の申出を受け付けることに伴うもので、「既存添加物名簿」（平成8年厚生省告示第120号）にその名称が記載されている添加物について、その販売等の状況からみて、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認めるときは、当該添加物の名称を記載した表（消除予定添加物名簿）を作成の上公示し、必要な手続を経て「既存添加物名簿」から消除することができることによるもので、今後も使用を希望する人は所定の手続きにより申し出をする必要がある。消除されると今後使用が禁止される。

今回告示された既存添加物は次の通り。

イタコン酸、魚鱗箔（魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。）、クーロー色素（ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。）、香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。）、骨炭色素（骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。）、ゴマ柄灰抽出物（ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）、シアナット色素（シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。）、フェリチン、ヘゴ・イチョウ抽出物（イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。）及びレバン（枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000483945.pdf>

消除予定添加物名簿

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000483946.pdf>

2 「食品表示基準Q&A」の一部改正について

3月1日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県等食品表示担当部（局長宛標記通知）を出した。これは、食品表示基準の施行から約3年が経過し、経過措置期間の終了が近づいている中、事業者、地方公共団体等からの問合せ等を受け、食品表示基準における解釈で運用を変更する必要があると判断した点、明確化すべきと判断した点等について、別紙新旧対照表のとおり本Q&Aを改正したもので、追加されたQの主なものは次の通り。

（加工-172）小規模の事業者（注）が消費者に販売する食品は、栄養表示をしようと

する場合を除き、栄養成分の量及び熱量の表示を省略することができますが、小規模の事業者が製造し、小規模でない事業者が販売する場合も、栄養成分の量及び熱量の表示を省略することができますか。

(加工-173) 小規模の事業者が製造し、小規模でない事業者が販売する際、小規模でない事業者が栄養成分の量及び熱量の表示を追記した場合、栄養成分の量及び熱量の表示を追記した者の氏名又は名称及び住所を表示する必要がありますか。

(生鮮-30) 国内の2箇所以上の養殖場で養殖した水産物の原産地として地域名を表示する場合について、どのように表示すればよいですか。

遺伝子組換え食品に関する事項

(GM-45) 分別生産流通管理証明書は、電子媒体で取り扱ってもよいですか

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190301_0013.pdf

別紙新旧対照表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190301_0014.pdf